

<h1>名古屋市公報</h1>	令和 2年 4月15日	第49号
	発行所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246	編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長

目次	ページ
告 示	
○ 名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の定款の変更認可 (住都・市街地整備課) (第231号)	2
○ 建築基準法に基づく公開による意見の聴取 (住都・建築指導課) (第232号)	3
○ 方法意見書について (環境・地域環境対策課) (第233号)	5
○ 事後調査結果中間報告書(供用開始後)について (環境・地域環境対策課) (第234号)	7
○ 指定代理納付者の指定 (観光・名古屋城総合事務所) (第235号)	9
○ 指定代理納付者の指定 (観光・名古屋城総合事務所) (第236号)	10
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部 改正について (緑土・緑地管理課) (第237号)	11
○ 建築協定の認可 (住都・建築指導課) (第238号)	13
○ 名古屋市旧川上貞奴邸等の臨時休館について (観光・歴史まちづくり推進室) (第239号)	14
<hr/>	
教 育 委 員 会 告 示	
○ 教育委員会定例会の開催について (第9号)	15
<hr/>	
上 下 水 道 局 管 理 規 程	
○ 名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部改正 (第20号)	16

名古屋市告示第 231号

名古屋市茶屋新田土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

令和 2年 4月 8日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 組合の名称
名古屋市茶屋新田土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
名古屋市港区川園一丁目17番地
- 3 設立認可の年月日
平成20年 2月15日
- 4 変更認可の年月日
令和 2年 4月 8日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第232号

建築基準法に基づく公開による意見の聴取

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、同条第17項及び建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

令和2年4月8日

名古屋市長 河村 たかし

1 計画の概要

(1) 許可を受けようとする者

名古屋市中川区松年町4丁目66番地

公益社団法人日本海員掖済会 名古屋掖済会病院 院長 河野 弘

(2) 建築物の敷地の位置及び面積

名古屋市中川区松年町5丁目2番、2番1、2番2、2番3の一部、2番4、2番5、2番6、2番7、2番8、2番9及び2番10

44,145.95平方メートル

(3) 建築物の構造及び規模

工事種別 用途変更

主要用途 病院

構造 鉄骨造

建築面積 323.35平方メートル

(全体 15,260.64平方メートル)

延べ面積 554.49平方メートル

(全体 64,616.85平方メートル)

最高の高さ 7.20メートル

(全体 30.623メートル)

2 意見の聴取の事項

工業地域内における病院への用途変更について

3 日時

令和2年4月22日（水） 午後2時30分

4 場所

名古屋市中川区松年町4丁目66番地

公益社団法人日本海員掖済会 名古屋掖済会病院 外来棟6階 会議室7

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第233号

方法意見書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第13条第1項の規定に基づき、令和2年3月26日付けで、都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線（桜駅～本星崎駅間連続立体交差）環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見を記載した書類（以下「方法意見書」という。）を作成しましたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この方法意見書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和2年4月9日

名古屋市長 河村たかし

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名古屋市
名古屋市長 河村たかし
名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
- 2 対象事業の名称及び種類
都市高速鉄道名古屋鉄道名古屋本線（桜駅～本星崎駅間連続立体交差）
鉄道の建設
- 3 対象事業の実施予定地
名古屋市南区呼続二丁目から阿原町地内
- 4 方法意見書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (1) 縦覧場所
 - ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課
（名古屋市役所東庁舎5階）
 - イ 名古屋市南区前浜通3丁目10番地

南区役所

ウ 名古屋市緑区青山二丁目15番地

緑区役所

(2) 縦覧期間

令和2年4月9日（木）から同月23日（木）まで（ただし、日曜日及び土曜日を除きます。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第234号

事後調査結果中間報告書（供用開始後）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第3項の規定に基づき、事業者からみなとアクルス開発事業に係る事後調査結果中間報告書（供用開始後）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和2年4月9日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(1) 東邦ガス株式会社

取締役社長 富成義郎

名古屋市熱田区桜田町19番18号

(2) 東邦不動産株式会社

取締役社長 林貴康

名古屋市熱田区桜田町19番18号

(3) 三井不動産株式会社

代表取締役社長 菰田正信

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

(4) 三井不動産レジデンシャル株式会社

代表取締役社長 藤林清隆

東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号

2 対象事業の名称及び種類

みなとアクルス開発事業

工場又は事業場の建設

3 対象事業の実施予定地

A区域 名古屋市港区港明二丁目の一部及び津金一丁目の一部

B区域 名古屋市港区金川町の一部

C区域 名古屋市港区河口町の一部

4 事後調査結果中間報告書の提出年月日

令和2年3月30日

5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課
(名古屋市役所東庁舎5階)

イ 名古屋市熱田区神宮三丁目1番15号

熱田区役所

ウ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

(2) 縦覧期間

令和2年4月9日(木)から同月23日(木)まで(ただし、日曜日及び土曜日を除きます。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 235号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2第 6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定しました。

令和 2年 4月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定代理納付者の名称
トヨタファイナンス株式会社
- 2 指定代理納付者の主たる事務所の所在地
名古屋市西区牛島町 6番 1号
- 3 指定代理納付者に納入させる歳入
名古屋城観覧料
- 4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所管理活用課

名古屋市告示第 236号

指定代理納付者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2第 6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定しました。

令和 2年 4月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定代理納付者の名称
株式会社名古屋カード
- 2 指定代理納付者の主たる事務所の所在地
名古屋市中区上前津二丁目 4番 5号
- 3 指定代理納付者に納入させる歳入
名古屋城観覧料
- 4 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所管理活用課

名古屋市告示第 237号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 2年 4月 9日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

東禅寺公園	守山区大字下志段味字 上東禅寺	図面守山 115 の区域	平成31年 4月19日
-------	--------------------	-----------------	-------------

」

を

「

東禅寺公園	守山区大字下志段味字 上東禅寺	図面守山 115 の区域	平成31年 4月19日
太鼓ヶ根西 公園	守山区大字吉根字太鼓 ヶ根	図面守山 116 の区域	平成31年 月 日

」

に改めます。

附 則

この告示は、令和 2年 4月 9日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第238号

建築協定の認可

建築基準法（昭和25年法律第201号）第73条第1項の規定により次の建築協定を認可しましたので、同条第2項の規定により告示するとともに、同条第3項の規定により建築協定書を一般の縦覧に供します。

令和2年4月10日

名古屋市長 河村 たかし

1 建築協定の名称

味鋺東地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市北区東味鋺二丁目602番 外

3 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎2階）

4 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 239号

名古屋市旧川上貞奴邸等の臨時休館について

名古屋市旧川上貞奴邸条例施行細則（平成16年名古屋市規則第92号）第 2条の 2第 1項、名古屋市文化のみち榿木館条例施行細則（平成20年名古屋市規則第 131号）第 3条第 1項及び名古屋市揚輝荘条例施行細則（平成24年 8月 3日名古屋市規則第 112号）第 3条第 1項の規定により、次の施設を令和 2年 4月 13日（月）から同年 5月10日（日）までの間、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため臨時休館します。

令和 2年 4月10日

名古屋市長 河 村 たかし

1 施設の名称

名古屋市旧川上貞奴邸（文化のみち二葉館）

名古屋市文化のみち榿木館

名古屋市揚輝荘（南園 聴松閣）

名古屋市観光文化交流局文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室

名古屋市教育委員会告示第 9号

教育委員会定例会の開催について

令和 2年 4月16日午前10時00分名古屋市役所東庁舎 5階大会議室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

令和 2年 4月 9日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

請願審査について

令和 3年度使用教科用図書採択基本方針

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局管理規程第20号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

令和2年4月8日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

別表第1人事・服務関係の表第3号の次に次のように加える。

3 の 2			名古屋市旅 費条例（昭和 25年名古屋市 条例第32号） 第23条の規定 による相当職 の決定に関す ること。	
-------------	--	--	--	--

附 則

この規程は、発布の日から施行する。